

第2章 国際部

第1節 国際交渉への対応

1 世界貿易機関(WTO)

(1) WTOの概要

WTOは、前身のガットにおけるウルグアイ・ラウンド(UR)が1993年12月に実質妥結した際に設立が合意され、1995年1月1日にWTO協定が発効した。2020年3月現在、164ヶ国・地域が加盟している。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(本体)と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、食品安全・動植物検疫を規律するSPS協定、補助金一般を規律する補助金・相殺措置協定(以下「補助金協定」)等が含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会等がある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2019年度は通常会合が3回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、上記の活動とは別に、2019年度においても、2000年から開始されている農業交渉が、農業委員会特別会合において行われた。

イ SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施について協議することとなっており、2019年度は3回開催された。本委員会においては、ア、貿易上の関心事項についての質疑応答、イ、技術支援、ウ、民間規格等に関する議論が行われた。

(3) WTO閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択等、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

2017年12月に開催された第11回閣僚会議(アルゼンチン・ブエノスアイレス)では、電子商取引分野に関する作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また、日本の主導により、米国、EUを含む70の加盟国とともに、電子商取引等の今日的課題に取り組むべきとの共同声明を発出した。

第12回閣僚会議は、新型コロナウイルス感染症拡大等の理由により延期され、2021年6月以降に開催される予定である。

(4) WTO交渉

ア 農業交渉

農業交渉はUR合意(農業協定20条)に基づき、2000年3月に開始され、2001年11月のドーハ閣僚宣言により、新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)の一部として、他分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられた。各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたものの、中国・インド等の一部の途上国と米国等先進国の対立により、2008年7月の非公式閣僚会合において交渉は決裂した。その後、2011年の第8回閣僚会議において部分合意を目指すこととされ、2017年12月の第11回閣僚会議では、農業分野に関し、公的備蓄や国内支持(農業補助金)等について議論されたが、合意に至らず、議論を継続することになった。

2019年前半は分野毎に技術的検討を行い、後半は加盟国から提出された提案等を元に議論を行った。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス(NAMA)交渉は、ドーハ閣僚宣言に基づき鉱工業品・林水産物の関税、非関税障壁の削減等について交渉が開始され、議論が続けられた。2009年以降、非関税障壁(NTB)の削減・撤廃がNAMA交渉会合の中心議題となったものの、具体的な進捗は見られていない。

ウ ルール交渉

ルール交渉は、ドーハ閣僚宣言に基づき、アンチダンピング協定、補助金協定、地域貿易協定及び漁業補助金に関する規律の明確化・改善を行うこととして開始された。

2015年、国連において持続可能な開発目標

(SDGs)が採択され、2020年までに過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、IUU(違法・無報告・無規制)漁業につながる特定の漁業補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する旨が目標の一つとして記載された。これを受け、2016年秋以降議論が活発化した。

2017年12月の第11回閣僚会議では、第12回閣僚会議に向けて交渉に建設的に取り組むこと等が決定され、2019年に入ってから、濫獲状態資源や過剰漁獲能力・過剰漁獲の分野において各国から提案が提出される等、交渉が本格化している。

2 経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)等

EPA・FTA等については、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を進めた。日米貿易協定、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA等の経済連携について、我が国の農林水産品がこれらの交渉において、慎重に扱うべき事項であることを十分配慮し、重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、交渉を行った。2020年3月までに、19のEPA・FTA等が発効済・署名済となった。

(1) シンガポール

2002年11月に協定が発効し、2007年9月に改正議定書が発効した。

(2) メキシコ

2005年4月に協定が発効し、2012年4月に改正議定書が発効した。

(3) マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

(4) チリ

2007年9月に協定が発効した。

(5) タイ

2007年11月に協定が発効した。

(6) ブルネイ

2008年7月に協定が発効した。

(7) インドネシア

2008年7月に協定が発効した。

(8) 東南アジア諸国連合(ASEAN)全体

2008年12月に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカ

ンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で協定が発効した。

(9) フィリピン

2008年12月に協定が発効した。

(10) スイス

2009年9月に協定が発効した。

(11) ベトナム

2009年10月に協定が発効した。

(12) インド

2011年8月に協定が発効した。

(13) ペルー

2012年3月に協定が発効した。

(14) 豪州

2015年1月に協定が発効した。

(15) モンゴル

2016年6月に協定が発効した。

(16) 環太平洋パートナーシップ(TPP)

TPP交渉は、2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定(通称「P4協定」)の締約国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8か国により、2010年3月に開始された。その後、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加し、12か国で協議を行い、2015年10月にTPP協定は大筋合意に至り、2016年2月には署名がなされた。

2016年3月8日にTPP協定承認案及び関連法案が国会へ提出され、同年12月9日にTPP協定は承認され、関連法案は可決・成立した。これを受けて、我が国政府は2017年1月、寄託国であるニュージーランドに国内手続きが完了した旨の通報を行い、TPP協定を締結した。

米国政府は、2017年1月、TPP離脱に関する大統領覚書に基づき、TPPの締約国となる意図がない旨をTPP署名国に通知した。これを踏まえ、米国を除く11か国でTPPの早期発効に向けた議論が進められ、同年11月には、ベトナムのダナンで開催されたTPP閣僚会合において「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11協定)の大筋合意が確認され、2018年1月に東京で開催された首席交渉官会合で協定文が最終的に確定した。同年3月には、チリのサンティアゴにおいて参加11か国による協定への署名が行われた。2018年10月31日までに、我が国を含む6か国が国内手続きを完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対して

通報したことから、同年12月30日に発効した。

2019年1月19日に東京で第1回TPP委員会が、同年10月9日にニュージーランドで第2回TPP委員会が開催され、協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針等が議論された。

(17) E U

2011年5月の日EU定期首脳協議において、両首脳は、日本とEUは基本的価値を共有するグローバル・パートナーであり、その協力関係を一層拡大・進化させ絆を深めることが世界の平和と繁栄に寄与していくとの認識で一致した。そして、こうした包括的な関係強化の一環として、日EU・EPAの交渉のプロセスを開始することに合意した。

日EU首脳は、2013年3月の日EU電話首脳会談において、日EU・EPA交渉の立ち上げを決定し、これを受けて同年4月に第1回会合が開催された。

その後の交渉の結果、2017年7月に大枠合意に至り、12月に交渉が妥結した。

日本側は、2018年12月8日に本協定を国会承認した。EU側は、本協定を同年12月12日に欧州議会本会議で可決し、同年12月20日に理事会で承認した。同年12月21日に、日EU双方は本協定発効のための国内手続きを完了した旨を通告。本協定は2019年2月1日に発効した。

同年4月10日に東京で日EU・EPA第1回合同委員会が外相間で開催され、発効後の運用状況や今後の取組等について議論が行われた。

(18) 韓 国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月に交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談で交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、2010年9月に第1回局長級協議、2011年5月に第2回局長級協議が開催された。なお、現在(2020年3月時点)は交渉を中断中。

(19) 湾岸協力理事会(GCC)

2006年9月に交渉を開始し、2回の会合が行われたが、2010年以降、次回交渉を延期中。

(20) コロンビア

2012年12月に交渉を開始し、2020年3月までに13回の会合が行われた。第13回会合は、2015年9月に開催。

(21) 日 中 韓

2013年3月に交渉を開始し、2020年3月までに16回の会合が行われた。第16回会合は、2019年11月に開催。この会合では、市場アクセス及び電子商

取引や知的財産等などのルール分野について、個別具体的な議論が行われた。また、RCEP交渉の進捗を踏まえつつ、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて、交渉を継続することを確認した。

(22) 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)

2013年5月に交渉を開始し、2020年3月までに3回の首脳会議、19回の閣僚会合、28回の交渉会合が行われた。第3回首脳会議は、2019年11月に開催。会議後に発出した共同首脳声明において、RCEP参加15か国が全20章に関する条文ベースの交渉及び15か国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組を終了したことに留意し、2020年における署名のために15か国による法的精査を開始することが指示された。また、インドの未解決の課題の解決のため、全てのRCEP参加国は、相互に満足すべき形で、共に作業していくことを確認した。

(23) ト ル コ

2014年12月に交渉を開始し、2020年3月までに17回の会合が行われた。第17回会合は2019年10月に開催され、市場アクセス及びルールの各分野について議論が行われた。

(24) 日米貿易協定

2018年4月の日米首脳会談において、両首脳は、双方の利益となるよう、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するために、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議(FFR)」を開始することで一致し、同年8月と9月にFFR会合が行われた。同年9月26日(米国時間)、日米首脳会談において、日米両国は、日米物品貿易協定について、また、他の重要な分野で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始することで一致し、日米共同声明を発出した。

2019年4月に日米貿易協定について交渉を開始し、同年8月25日(現地時間)、G7ビアリッツ・サミットの際に行われた日米首脳会談にて、農産品、工業品の主要項目についての意見の一致を見た。同年9月25日(米国時間)に日米両首脳が最終合意に至ったことを確認し、同年10月7日(米国時間)に署名がなされた。

日本側は同年12月4日に本協定を国会承認し、同年12月10日、効力発生のための通告を相互に行った。本協定は2020年1月1日に発効した。

第2節 二国間政策対話等への戦略的な対応

農林水産省では、2014年6月に策定された「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、民間投資と経済協力の連携により、官民連携で途上国等のフードバリューチェーンの構築を推進してきた。2019年12月にはフードバリューチェーン構築を通じた食産業の海外展開を一層加速化するため、今後5年間の取組方針である「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」を策定し、同プランに基づき、輸出と海外展開の一体的促進、地方企業の進出促進、企業コンソーシアム形成・計画策定支援等を推進している。2019年度においては、官民協議会を2回開催したほか、ロシア部会(3回)やアフリカ部会(3回)を開催し、各国での民間企業の取組事例や投資関連情報の提供等を実施した。

また、ロシア(2019年5月)、フランス(2019年10月)、オランダ(2019年12月)、インド(2019年11月)カンボジア(2019年12月)、中国(2019年11月)、ブラジル(2019年8月)の計7カ国と二国間政策対話等を実施した(表1参照)。

表1 2019年度に実施した主な二国間政策対話等

国・地域名	会議名	年月日	場所
ロシア	第5回日露農業関係次官級対話会合	19.5.10	東京
フランス	第5回日仏農政ワーキンググループ	19.10.23	パリ
オランダ	第3回日オランダ農業協力対話第1回分科会	19.12.3	東京
インド	第1回日インド(食品加工省)合同作業部会	19.11.25	デリー
カンボジア	第5回日カンボジア二国間フードバリューチェーン対話	19.12.18	フノンベン
中国	第9回日中農業担当省事務次官級定期対話	19.11.21	北京
ブラジル	第4回日伯農林水産業・食料産業対話	19.8.26	サンパウロ

第3節 世界の食料安全保障や地球規模の課題等への対応

1 国際的な食料安全保障への取組

穀物等の国際価格は2006年秋頃から上昇し、2008年春から夏にかけて米及び小麦は史上最高値を記録した。2008年夏以降、穀物価格は低下基調となったが、2010年6月以降の米国の高温・乾燥の影響から再び上昇に転じ、2012年にとうもろこし及び大豆が史上最高値を記録した。その後は世界的な穀物の豊作や南米での大豆の増産等から、穀物価格は低下傾向で推移した。2017年以降は、米は上昇傾向となったものの、小麦、とうもろこし、大豆は横ばいで推移している。一方、低所得国の経済発展、世界人口の増加、地球規模の気候変動の影響等を背景に、世界の食料需給は今後中長期的にひっ迫することも懸念されており、食料安全保障の確保のため、様々な国際会議の場において、農業・食品分野の持続可能性、食料貿易における需給情報の透明性の確保等についての議論がなされている。

2019年度においては、我が国はG20新潟農業大臣会合(2019年5月)、APEC食料安全保障担当大臣会合(2019年8月)、ASEAN+3農林大臣会合(AMAF+3)(2019年10月)などの国際会議において、世界の農業の多様性を考慮した持続可能な農業生産の増大及び生産性の向上、農業の多面的機能、生産から加工・流通・消費をつなぐフードバリューチェーンの整備の重要性等を積極的に主張して議論に貢献するとともに、関係国と連携して世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を積極的に推進した。

(1) アジア太平洋経済協力(APEC)

世界人口の増加に対応するためには、農業生産を大幅に増大させる必要があるなど、食料問題は世界的な課題となっている。特にアジア太平洋地域は、世界の栄養不足人口の6割が存在し、農産物の主要な生産国、輸出入国が含まれ、食料安全保障の確保は同地域の持続的発展を図っていく上で最重要課題の一つとなっている。

このような中、2019年APEC議長のリチは、8月23日にプエルト・バラスにて「統合されたスマートで持続可能なフードシステムに向けて」のテーマの下、第5回APEC食料安全保障担当大臣会合を開催し、会合の成果として食料安全保障に関する宣言が採択

された。

また、我が国は、農業と農村地域における課題についての理解促進を図るとともに、これらの課題に対して優良事例の共有等を図るため、「持続可能な農業開発に向けた企業と農村地域の連携セミナー」を2019年8月21日にプエルト・バラスで開催した。

2019年のAPEC首脳会議は、治安等国内情勢を理由に、ピネラ大統領が開催を中止した。

(2) G7^(注)・G20

2019年8月24日～26日に開催されたG7ビアリッツ・サミット（フランス）では、世界経済・貿易、外交・安全保障、アフリカ、環境、デジタル化等について議論が行われ、合意事項をまとめた首脳宣言が採択された。

我が国は、2019年のG20議長国として、5月11日～12日に「農業・食品分野の持続可能性に向けて—新たな課題とグッドプラクティス」のテーマの下、G20新潟農業大臣会合を開催した。会合においては、人づくりと新技術、フードバリューチェーン、SDGs等について議論が行われ、閣僚コミュニケが採択された。

2019年6月28日～29日に開催したG20大阪サミットでは、G20新潟農業大臣会合の成果を支持し、食料安全保障の達成に向けた持続可能な生産性向上及び流通の効率化、先端技術へのアクセス及び利用、持続可能な農業・食料グローバル・バリューチェーンの発展、動植物衛生の確保の重要性などに触れた首脳宣言が採択された。

注：2019年は、G7農業大臣会合は開催されていない。

(3) ASEAN+3農林大臣会合(AMAF+3)

ASEAN+3の枠組みでは、首脳会議に加え、各種閣僚級会合も実施されている。2019年10月にブルネイで第19回ASEAN+3農林大臣会合(AMAF+3)が開催された。

同会合では、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)及びASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)の進捗状況、1年間のASEAN+3の枠組みの下での協力実績等につき報告が行われ、承認された。

2 農林水産分野の国際協力

農林水産省が行う国際協力は、我が国の農林水産行政上取り組む必要性が高い、①途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援、②農林水産分野への支援を通じた飢餓・貧困対策、③気候変動や越

境性動物疾病等地球的規模の課題への対応を重点分野としている。

これらの国際協力を推進するため、①民間団体の知識や経験を活用した人材育成・技術普及、及び②農林水産分野の国際機関への拠出を通じた協力活動等を実施している。その他に、技術交流や専門家派遣等、農林水産省が有する専門的な知見や人材を活用した支援を行っている。

(1) 民間団体等を活用した協力

農林水産省では、民間団体等の知識や経験を活用した人材育成・技術普及を、政府開発援助(ODA)として行っている。

令和元年度においては、以下の事業等(予算額11億1,880万円)を実施した。

- ア アジア・アフリカの開発途上国におけるフードバリューチェーン構築に携わる現地人材の育成、技術普及
- イ アジア・アフリカの開発途上国における、現地に適応する土地改良技術等の検討、開発
- ウ 森林保全活動に伴う効果・影響を適切に評価・検証するための手法の開発、普及
- エ 地域特性、漁業形態等に応じた資源管理手法や資源管理計画のモデルの作成

(2) 国際機関を通じた協力

農林水産省は、国連食糧農業機関(FAO)をはじめとする各国際機関を通じた協力を行っている。令和元年度においては、途上国における食産業の担い手育成等ビジネス環境の整備、アジア・アフリカの天水稲作における生産性向上システムの開発等途上国の農林水産業の支援、アジア等における牛疫や鳥インフルエンザ等越境性感染症対策の支援、東南アジア地域における持続的水産業の確立の推進等の事業(予算額18億2,472万円)を実施した。

ア 国連食糧農業機関(FAO)

FAOは、1945年10月に設立された国連の専門機関である(我が国は1951年に加盟)。FAOは、①各国民の栄養及び生活水準の向上、②食料及び農産物の生産及び流通の改善、③農村・漁村住民の生活水準の改善を通じた世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放、に寄与することを目的としている。また、FAOの活動の中心は、世界の食料・農林水産業及び栄養に関する①情報の収集・分析・公表、②政策策定のための中立的な討議の場の提供、③国際条約・規範の策定・執行、④開発途上国を対象とした開発援助である。

我が国は、世界第3位の分担金拠出国としてFAOの活動を支援するとともに、農林水産省の任意拠出金を通じ、FAOと連携した様々な取組を行っている。令和元年度には、SDG指標作成に必要な農業統計整備、世界農業遺産(GIAHS)の普及、国際的な水産資源管理、食品安全・動物衛生・植物防疫の推進、栄養改善、食品ロス削減、植林を推進するための植林適地の抽出、森林関連法制のデータベース構築及び農業分野における気候変動対策の推進に係る取組等への支援を行うために、計4億9,384万円の拠出を行った。

また、FAOとの戦略的パートナーシップを強化する目的で令和2年1月に東京で第4回日・FAO年次戦略協議を開催し、第7回TICAD会合のフォローアップを行うとともに、東京栄養サミットに向けたFAOとの協力について確認した。さらに、FAOにおける日本人職員数の増加に向けて、引き続き取組を継続していくことで一致した。

イ 世界食糧計画(WFP)

WFPは、国連唯一の食料支援機関として1961年に発足した。紛争、自然災害等に起因する難民、被災者等に対する緊急食糧支援を行う他、地域の農家から買い上げた農産物を支援物資として利用する「Purchase for Progress」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行っている。

また、農林水産省は、令和元年度、栄養に関する基礎的な知識向上を図る啓発活動と、小規模農家の収入向上に繋がる生産技術や販売スキルを向上させるための支援を実施する「包括的生産サイクル支援による西アフリカ食料安全保障・栄養改善推進事業」への拠出(予算額4,089万円)を通じ協力をを行った。

ウ 国際農業研究協議グループ(CGIAR)

CGIARは、開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として、世界銀行、FAO、国連開発計画(UNDP)等国際機関、ドナー国、民間財団により、1971年に設立された。現在は、農林水産分野の国際的な研究・技術普及を実施する15の研究センターが構成メンバーとなっている。

農林水産省は、令和元年度、「アフリカにおけるマメ類・イモ類の生産性向上のための研究開発」(拠出先：国際熱帯農業研究所)、「新たな栄養評価法の導入による栄養改善推進事業」(国際生物多様性センター)、「アフリカにおける市場ニーズに適合したイネの開発及び栽培方法の確立」(アフリ

カ稲センター)、「気候変動適応型灌漑排水施設保全等対策事業(うちIWMI拠出分)」(国際水管理研究所)、「ロシア極東森林火災要因調査共同研究事業」(国際林業研究センター)、「気候変動に対応した天水稲作における生産性向上システムの開発」(国際稲研究所)、「高度生物的硝化抑制(BNI)コムギによる窒素施肥量削減と環境保全」(国際とうもろこし・小麦改良センター)、「農業温室効果ガス削減のための栽培管理システム及び作物の開発」(国際熱帯農業センター)の各事業(予算額1億9,370万円)を通じ協力をを行った。

エ 東南アジア諸国連合(ASEAN)

ASEANは、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力等を目的とし、1967年に設立された。

農林水産省は、令和元年度、フードバリューチェーンの構築に資する人材育成を行う「アジア・アフリカ地域キャパシティ・ビルディング支援事業(うちASEAN拠出分)」、ASEAN域内主要大学で食品加工・流通等に係る実践的な学習、研究活動を支援する「日・アセアン連携による新産業人材育成支援事業」、国際水準GAPに関する情報交換・意見交換及びニーズ調査を実施して日本発GAP認証のASEAN諸国での認知度向上を図る「日・アセアン連携によるGAP認知度向上推進事業」、SDG指標の整備に必要な調査手法の開発及び調査を実施するための「アセアン地域における持続可能な農業推進のための調査支援事業」の各事業(予算額2億3,267万円)を通じ協力をを行った。

オ その他

以上のほか、農林水産省は、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、国際獣疫事務局(OIE)、アプター事務局(APTERR)、国際協同組合同盟(ICA)、メコン河委員会(MRC)、経済協力開発機構(OECD)、アジア生産性機構(APO)、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)、国際熱帯木材機関(ITTO)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)、世界野菜センター(WorldVeg)、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、植物新品種保護国際同盟(UPOV)、世界保健機関(WHO)、北太平洋海洋科学機関(PICES)への拠出を通じ協力をを行った。

(3) 二国間の技術交流

ア 日中農業技術交流

1972年9月、日中間の国交が正常化されたこと

に伴い、1973年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに1981年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、原則毎年1回東京又は北京において交互に同グループの会議を開催してきた。

2016年からは農業政策を幅広く議論するために新たに設立された日中農業協力グループ会議及びその中で設置が合意された農業科学技術ワーキングチームとして交流を継続している。2018年度は7月に北京にて第3回グループ会議（第2回ワーキングチーム）を開催し、2019年度は9月に東京にて第4回グループ会議（第3回ワーキングチーム）を開催した。

イ 日韓農業技術交流

1968年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、日韓において交互に開催されている。

2018年度は名古屋において第51回委員会を開催し、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「営農型太陽光発電事業研究」、「農業用水及び農業生産基盤施設管理の効率化」等について討議した。

ウ 日モンゴル技術的対話

モンゴルの農牧業の課題について情報交換等を行うことを目的に、2006年11月に東京において局長級の第1回対話が開催され、その後、日本・モンゴル両国において交互に開催されている。直近では、第7回対話が2017年5月に東京において開催され、「両国における農畜産業の現状と政策」、「農畜産分野における協力」等について討議した。

エ 日ロ農業技術交流

1962年2月、技術情報の収集・交換を目的として、政府の農業技術者等の相互派遣が開始された。

2019年度は、「ウシ白血病に関する研究交流」及び「遺伝資源の長期保存技術開発を目指したゲノミクスに関する研究交流」等をテーマにして相互に研究者の交流を行った。

(4) その他の農林水産分野の協力

農林水産省は、以下のとおり、外務省や国際協力

機構(JICA)が実施する各種協力活動に対し、当省が有する専門的な知見や人材を活用した専門家・調査団員派遣、研修生受入支援、各種助言等を行っている。

ア 技術協力

開発途上国の農林水産業開発のための技術協力としては、主に、当該分野の開発に必要な技術や知識を伝える専門家派遣、当該分野の開発の中核を担う人材を日本や他国での研修に招く海外研修員受け入れを実施している。また、これらを有機的に組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに農林水産業の基盤整備、生産増強、地域開発等の計画の作成等に関して調査団を派遣しコンサルティング協力を行う開発計画調査型技術協力を実施している。

(ア) 専門家等の海外派遣

令和元年度において農林水産省技術協力のために農林水産省の推薦により海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて35件39名であった。地域別にみると、アジア19件22名、中近東1件1名、アフリカ10件11名、中南米3件3名、大洋州・欧州・その他2件2名となっている。

(イ) 海外研修員の受け入れ

令和元年度における農林水産省提案の研修は、15コースあり、海外研修員の受け入れ総数は209名であった。地域別にみると、アジア76名、中近東11名、アフリカ67名、中南米29名、太平洋・欧州26名となっている。

イ 資金協力

農林水産省は、一般無償資金協力(主務省:外務省)及び円借款(主務省:外務省及び財務省)について、技術的観点からのコメントや国内施策との整合性との観点からの助言・提言等を行っている。

(ア) 一般無償資金協力(水産無償含む)

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な資金を供与する無償資金協力を行っている。令和元年度の無償資金協力の当初予算額は1,631億円であり、このうち、農林水産関係では計10件、総額約58億円を供与した。

(イ) 食糧援助(KR)

本援助は昭和43年度から実施されている無償の食糧援助であり、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与を行っている。

令和元年度、我が国は26か国及び1地域難民に対し、総額約87億円を供与した。

(ウ) 円借款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

令和元年度の農林水産関連案件は計2件、総額330億円である。

第4節 関税

令和2年度当省関係品目の改正概要

(1) 令和2年度関税改正の概要

令和元年10月23日から同年12月12日まで関税・外国為替等審議会関税分科会で審議が行われ、「令和2年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」が取りまとめられた。法律改正が必要なものについては、本年2月4日に改正案を通常国会へ提出し、一部改正された関税定率法及び関税暫定措置法が令和2年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産物に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

牛肉、乳製品及び小麦等の416品目に関して、暫定税率の適用期限を令和2年度末まで延長することとされた。ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産物に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、特定物品を対象に、割当数量以内には枠内税率として低い税率が適用される関税割当制度について、令和2年度も維持されることとなった。

イ 個別品目の見直し

(ア) 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置

令和元年12月時点で牛肉及び豚肉の99%超がEPA締約国産又は米国産であり、EPA締約国産の牛肉及び豚肉については、各EPAに設けられたセーフガードの対象となっている。2020年1月の日米貿易協定発効後には、米国産の牛肉及び豚肉についても協定のセーフガードの適用対象となり、本緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、措置しないこととなった。

(イ) 加糖調製品に係る暫定税率の調整

TPP11及び日EU・EPAにおいて、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、糖価調整制度における調

整金の対象に加糖調製品が追加された。これを受け、加糖調製品のうち6品目(ココア調製品、ミルク調製品等)について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、TPP11及び日EU・EPAの発効3年目の譲許水準を踏まえた暫定税率の引下げを行った。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度(注)により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目(うち農産物は18品目)に拡大された。その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールが、平成27年度改正においてアルコール製造用糖みつが本制度の適用対象外とされ、全体で19品目(うち農産物は17品目)となった。

令和2年度改正においては、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。

注：関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率(1次税率)を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率(2次税率)を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量(関税割当数量)は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

第5節 その他国際案件

1 外国政府要人との会談等

外国政府等の要人等に対して我が国の農林水産業政策の説明等を行った。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う日本産食品に対する輸入規制が残っている国に対しては規制の緩和・撤廃を要請した。また、外国在京大使館及び我が国在外大使館等を通じ、外国政府との連絡調整及び相互理解の促進に努めた。

2 海外農業情報等の収集・発信

諸外国の農業、農林水産物貿易、農業政策及び我が国における農林水産物の輸出入の状況等について、情報収集、調査分析を行い、最新の情報を農林水産省のホームページに掲載するなど国民に情報提供を行った。

3 経済協力開発機構(OECD)

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年に発足したOEEC(欧州経済協力機構)が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2020年3月現在36か国が加盟している。

(1) 閣僚理事会

2019年OECD閣僚理事会は、2019年5月22日及び23日にパリのOECD本部で開催され、「持続可能な開発のためのデジタル化の活用：機会と課題」というテーマの下、「人工知能(AI)に関する勧告」が採択された他、デジタル化に関する議論等が行われた。成果文書として、閣僚声明及びデジタル課税やデータプライバシー等全11項目で構成された議長声明が発出された。

(2) 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続きPSE(生産者支持推定量)等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2019年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2019年版「OECD農業アウトルック」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業における気候変動緩和政策や、水管理政策、農業政策の環境への影響評価、グリーン成長、持続可能性のためのデジタル機会等に関する作業が行われた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、グローバルバリューチェーン(GVC)や、デジタル機会、非関税措置等に関する作業が行われた。

4 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物貿易に関する情報交換等及

び開発途上国に対する食料援助を実施することを目的とした協定で、「穀物貿易規約」及び「食料援助規約」で構成されている。2020年3月現在、輸出国9カ国、輸入国18カ国の計27カ国及び欧州連合が加盟している。

(2) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、国際熱帯木材機関(ITTO)本部を横浜市に誘致した。

2011年12月に発効した「2006年の国際熱帯木材協定」では、新たに、合法的な伐採による熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに持続可能な経営が目的に加えられた。

我が国は、これまでITTOへの資金拠出により、合法で持続可能な木材貿易への貢献や持続可能な森林経営の実地での普及に向けたプロジェクトを支援してきた。

令和元年度には、ITTOを通じ、アフリカ地域における合法性・持続可能性のある木材利用促進のための能力開発、およびグアテマラにおける木材のサプライチェーンのトレーサビリティを向上させるためのメカニズムの実施に対して資金拠出した。

2020年3月現在、生産国36カ国、消費国37カ国の計73カ国及び欧州連合が加盟している。

5 日中韓農業大臣会合

第1回会合を2012年4月に韓国で、第2回を2015年9月に日本で、第3回を2018年11月に中国で開催した。第3回会合では、農村の活性化、環境保全型農業、食料安全保障、動植物疾病管理、地域農業協力等について意見が交わされ、その成果としての共同声明を採択した。同時に、農村活性化における農業協力に関する覚書を交わした。